

『フィーバーバリュースystem』利用規約

第1条 (定義)

本規約において使用される以下の各用語は、次の意味を有するものとします。

- (1) 「本システム」とは、『フィーバーバリュースystem』をいいます。
- (2) 「お客様」とは、本規約を承認のうえ、本システムを利用される方をいいます。
- (3) 「弊社」とは、株式会社SANKYOをいいます。
- (4) 「下取機」とは、お客様が所有する弊社、弊社の子会社である株式会社ビスティ又は株式会社ジェイピー製遊技機（遊技盤に限る）で弊社が下取りする遊技機をいいます。
- (5) 「リユース機」とは、下取機を一旦分解したうえで、下取機の再利用可能な部品を利用して製造された下取機と同一シリーズに属する別スペックの遊技機をいいます。
- (6) 「中古遊技機」とは、一度でも他店売買された機歴のある弊社、弊社の子会社である株式会社ビスティ又は株式会社ジェイピー製遊技機をいいます。
- (7) 「即納サービス」とは、下取機の引取り以前又は同時にお客様にリユース機を納品するサービスをいいます。
- (8) 「フィーバーバリュースystem」とは、弊社がお客様にリユース機を販売するシステムをいいます。ただし、弊社がお客様に販売するリユース機は、必ずしもお客様から下取りをした下取機を利用して製造されたものとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

第2条 (利用対象遊技機)

本システムの利用対象となる遊技機及びスペックは、あらかじめ弊社が指定するものに限りです。

第3条 (利用条件)

本システムは、下取機が以下のすべての条件を満たしている場合のみ、ご利用可能となります。

- (1) 本システム申込時に、リユース機の申込受付期間を経過していないこと。
- (2) 本システム申込時に、お客様が第三者とリース契約を締結していないこと。
- (3) 本システム申込時に、下取機の機歴情報が確認できること。
- (4) 本システム申込時に、お客様が下取機の所有権を有していることが確認できること。
- (5) 下取機の外観又は下取機を構成する主要部品に遊技機としての正常な動作に支障を来するような故障、破損及び汚損等がないこと。
- (6) 下取機に不正改造が行われていないこと若しくは不正改造が行われた疑い又はその痕跡がないこと。

第4条 (下取り及び販売数量)

本システムは、下取機1台に対してリユース機1台を販売するものであり、遊技機の下取りのみの取扱いはお受けできません。

第5条 (下取機の代金及び支払い)

弊社は、下取機、お客様と弊社との間で別途締結するリユース機に関する機械売買契約書において定める下取価格にて、お客様から買い取るものとします。

2 下取機の下取代金は、リユース機の売買代金と、対当額で相殺するものとします。

第6条 (残債がある場合の支払い)

下取機に関して未払代金、割賦金、手形等の残債がある場合は、リユース機の売買代金のお支払方法は、現金又は小切手の一括払いのみ可能とさせていただきます。なお、その場合は、リユース機の納品日の前日までにお支払い下さい。

第7条 (下取機の引取り)

本システムにお申込後、弊社からお申込書に記載された「工場返却用段ボール送付先情報」欄のご住所に専用梱包箱及び弊社指定の運送会社の送り状を送付します。

2 下取機の引取りは、弊社指定の運送会社によって行うものとし、運送費用及び専用梱包箱費用は、弊社が負担いたします。なお、下取機の引取りの際は、お客様ご自身で下取機の遊技盤及び基板並びに付属品一式を別途指定する方法に従って専用梱包箱に梱包して頂き、運送会社の送り状に必要事項をご記入のうえ、弊社指定の運送会社にお引渡し下さい。ただし、リユース機の即納サービスの場合は、この限りではありません。

3 お客様が、チェーン店又はグループ店様から下取機の引取りを希望される場合には、本システムのお申込みに際し、あらかじめ下取機の引取りを行うホール様から下取機の台数、型式名、引取日時等の事項について同意を得たうえで、本システムにお申込み下さい。

第8条 (検査)

弊社は、下取機が弊社工場に到着した時点の状態を検査します。検査の結果、不合格となった場合は、速やかにお客様に通知し、お客様に以下のいずれかの選択をして頂きます。

- (1) 下取機を全てお客様に返却する。この場合、リユース機に関する売買契約は全て解除となります。なお、下取機の返却に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (2) 不合格となった下取機のみをお客様に返却する。この場合、リユース機に関する売買契約は、合格した下取機に関してのみ成立し、不合格となった下取機に関しては解除となります。なお、下取機の返却に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 不合格となった箇所の部品を交換する。なお、軽微な故障、破損及び汚損等の場合を除き、交換に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

第9条 (下取機の所有権)

下取機の所有権は、下取機の検査合格時に、お客様から弊社に移転するものとします。なお、下取機に関し、弊社の所有権留保特約が存続する場合は、下取機に関する所有権留保特約は、検査合格時に、消滅するものとします。

第10条 (下取機の危険負担)

第7条に定める下取機の引取りに際し、引取りを行う弊社指定の運送会社のトラック等への積み込み完了の前に生じた下取機の滅失、毀損等の危険は、弊社の故意又は過失による場合を除き、全てお客様の負担とさせていただきます。

第11条 (リユース機の所有権留保)

下取機の売買代金等のお支払が完了していない場合のリユース機の所有権は、お客様と弊社との間で別途締結するリユース機に関する機械売買契約書特約条項にかかわらず、下取機の売買代金等のお支払が完了するまで弊社に留保するものとします。

第12条 (リユース機の納品期間)

リユース機の納品日は、リユース機の即納サービスの場合を除き、下取機が弊社工場に到着してから3週間以降で、かつ、別途お客様と取り決めた日とさせていただきます。

第13条 (リユース機の保証期間)

リユース機の無償保証期間は、お客様と弊社との間で別途締結するリユース機に関する機械売買契約書特約条項の記載にかかわらず、納品後30日とします。

2 リユース機に関する初期不良については、必ず、前項の無償保証期間内に弊社宛にお申出下さい。なお、「リユース」という性質上、リユース機を構成する遊技部品に小さな汚れやキズ等が付着している場合又はメッキ部分の剥れ等がある場合であっても、遊技機として正常な動作に支障を来すような問題がある場合を除き、前項の無償保証期間の対象外とさせていただきます。

第14条 (不可抗力免責)

下取機が弊社工場に到着する前に、天災地変、戦争、暴動等、弊社の責めに帰することができない事由によって、下取機が滅失・毀損した場合は、弊社はその責任を一切負いかねます。

第15条 (売買契約の解除等)

お客様がお申込書に記載された「工場到着予定日」から2週間が経過したにもかかわらず、下取機が弊社工場に到着しない場合は、リユース機に関する売買契約は解除されるものとし、弊社は下取機の下取を行わないものとします。

2 お客様がリユース機の即納サービスを希望された場合で、リユース機納品後1週間以内に下取機が弊社工場に到着しない場合、又は第8条に定める検査の結果、不合格となった場合は、リユース機に関する売買契約は解除されるものとし、新台として売買契約を再締結するものとします。

第16条 (利用規約の変更)

弊社は、以下の各号に掲げる場合には、弊社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 弊社は、前項による本規約の変更にあたり、変更後の効力発生日までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容と効力より発生日を適切な方法によりお客様に通知するものとします。

(以上、全16条)

制定：2010年11月22日
改定：2013年4月1日
改定：2016年7月5日
改定：2020年7月1日